

野菜農家の皆様へ！！

野菜生産についてのQ & A ～原子力発電所事故を踏まえて～ (平成23年6月3日現在)

【今回の変更点】

問2,3:放射性物質の調査についての設問を新たに追加しました。

問5,6:農地土壌中の放射性セシウムの野菜への移行係数についての設問を新たに追加しました。

問14:出荷制限の解除ルールについて、現在の状況を踏まえ更新しました。

問18:風評被害の賠償について、原子力損害賠償審査会において提示された2次指針を踏まえ、更新しました。

今般の東日本大震災で被害を受けられた野菜生産者の方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、4月8日に原子力災害対策本部が、稲の作付制限の基本的考え方を決定し、さらに、4月22日には、農林水産大臣が、「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」において稲の作付制限を行うことを示したところです。

これらを踏まえて、今後の野菜生産についてはどうなるのかというご心配の聲が寄せられています。ご質問の多いものについて、Q & Aに取りまとめましたので、今後の野菜生産の参考にしていただきたいと思います。

今後もこのようなQ & Aを通じて、皆様のご質問等にお答えすることとしておりますので、ご意見等がありましたら、ご連絡ください。

Q & Aは、皆様からのご質問や今後の検討に合わせて、随時更新します。農林水産省のホームページに掲載しますので、ご覧下さい。

農林水産省生産局

生産流通振興課(園芸G)

目 次

Q 1 原発事故は、野菜生産に対してどのように影響を及ぼしているのですか。

【放射性物質の調査について】

Q 2 原子力発電所の事故から3か月が経とうとしていますが、今後、野菜の放射性物質の濃度を調査するに当たって、留意すべき点はなんですか。

Q 3 野菜の放射性物質の濃度を調査する計画を策定するにあたって、具体的に留意すべき点はなんですか。

【作付制限について】

Q 4 野菜については、作付制限の指示はしないのですか。

Q 5 今般、農地にある放射性セシウムが野菜へ移行する程度(移行係数)が公表されたと聞きましたが、どういうことでしょうか。

Q 6 野菜への移行係数は、参考値ではなく、米のような指標として示すべきではないですか。

Q 7 計画的避難区域では、野菜の作付はできますか。

Q 8 緊急時避難準備区域では、野菜の作付はできますか。

【出荷制限と作付について】

Q 9 出荷制限がされている地域で、出荷制限品目でない野菜の作付はできますか。

Q 1 0 出荷制限が解除された場合に、ほ場に植え付けてあった野菜に商品価値があれば、出荷してよいですか。

Q 1 1 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか。

Q 1 2 原発の周辺地域で野菜の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか。

【野菜の廃棄について】

Q 1 3 放射性物質が検出された野菜の廃棄方法について、教えてください。

【出荷制限の設定と解除について】

Q 1 4 出荷制限の解除ルールについて教えてください。

Q 1 5 野菜の出荷制限の設定に当たっては、ハウス栽培と露地栽培に分けて出荷制限をすべきではないでしょうか。

【賠償について】

Q 1 6 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域において、野菜の作付ができない場合、賠償の対象となりますか。

Q 1 7 出荷制限により被った損害は賠償の対象となりますか。

Q 1 8 風評被害で価格が下落し、所得が減少したことについては、賠償の対象となりますか。

【参考：野菜の出荷制限地域における今後の野菜作付への対応】

Q 1 原発事故は、野菜生産に対してどのように影響を及ぼしているのですか。

A 1 原発事故により放射性物質が大気中に放出され、栽培中の作物に降下・付着しました。特に、重量に対して表面積が大きいため、重量当たりより多くの放射性物質を受け止めることとなったホウレンソウ等の非結球性葉菜類などで、食品衛生法上の暫定規制値を超過するものが見られ、出荷制限等が行われました。

その後、大気中の放射線量の測定結果から見て、放射性物質の放出量は、かなり減少していると考えられ、出荷制限も順次解除されてきました。

しかしながら、放射性物質の放出は、量が減ったとはいえ、依然として続いています。原発の周辺地域では、引き続き、野菜の生産、出荷に際して、なるべく放射性物質が作物に付着しないような注意が必要です。

また、放射性物質の降下量が多かった土壌では、今後、作付を行う場合に、土壌中の放射性物質が根から作物に吸収されることが考えられますので、このような観点から、作物中の放射性物質の濃度を計画的に調査することが必要と考えられます。

【放射性物質の調査について】

Q 2 原子力発電所の事故から3か月が経とうとしていますが、今後、野菜の放射性物質の濃度を調査するに当たって、留意すべき点はなんですか。

A 2 これまでは、栽培中の作物に降下・付着した放射性物質を念頭に調査をしてきましたが、3月下旬以降は大気中の放射線量は安定してきており、ハウレンソウ等から、暫定規制値を超える事例は5月以降はありません。

放射性ヨウ素は半減期が8日と短いことから、これまで降下した放射性ヨウ素が土壌に長期間そのままの量で残存することは考えられません。むしろ、半減期が2年、30年と長い放射性セシウムが土壌から野菜に移行されることを念頭においた調査を行う必要があります。

Q 3 野菜の放射性物質の濃度を調査する計画を策定するにあたって、具体的に留意すべき点はなんですか。

A 3 今後、夏野菜の出荷を迎えることとなりますが、放射性セシウムが土壌から野菜に移行されることを念頭においた調査計画を策定する必要があります。

調査計画の策定にあたっては、

- ① 放射性セシウム濃度が同じ品目であれば、1人あたり摂取量が多い品目の方が健康への影響は大きくなることから、1人あたり摂取量が多い品目を優先的に調査対象品目を選定するとともに、主要品目、主要産地をカバーする。
- ② 放射性セシウムが土壌から移行されることを念頭におけば、葉物類だけではなく、地中で可食部が生長するだいこん等の根菜類やイモ類については、十分な調査が必要になります。
- ③ 放射性物質は半減期が長い(放射性セシウム134は2年、137は30年)ことから、同じ地域で1週間ごとに調査しても大きな変化は見られません。むしろ、調査地点数を増加して調査対象を広げる工夫を行うことが必要です。

等の留意事項を踏まえてください。

【作付制限について】

Q 4 野菜については、作付制限の指示はしないのですか。

A 4 稲以外の作物については、作付制限は行いません。

このため、野菜を出荷する際に調査を引き続き実施していくこととしています。

なお、調査結果により、今後、出荷制限の指示をする場合もあります。

Q 5 今般、農地にある放射性セシウムが野菜へ移行する程度(移行係数)が公表されたと聞きましたが、どういうことでしょうか。

A 5 原子力災害対策本部は、4月8日に、水稻の作付けの可否を判断するため、土壌中の放射性セシウムの玄米への移行の指標(0.1)を発表し、4月22日には福島県に対して水稻の作付制限の指示が行われました。

その際に、野菜等についても、移行係数を発表し、作付制限をしないのかという質問等がありましたが、稲以外の作物については、科学的データが十分ではないことから、水稻と同様の移行の指標を示すことは困難としていました。

このような中で、農水省は、5月27日に、地方自治体や生産者の方々が、野菜の作付や収穫物の検査の要否を検討する際の参考となるよう、国内外の科学文献に基づいて、農地土壌中の放射性セシウムの野菜への移行係数を取りまとめたところです。今回、取りまとめた移行係数は、データの数に限られているため、あくまで参考値としてご活用してください。

なお、今般取りまとめた農地土壌中の放射性セシウムの野菜への移行係数については、以下のHPをご確認ください。

農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html>

Q 6 野菜への移行係数は、参考値ではなく、米のような指標として示すべきではないですか。

A 6 今後、新たに作付される野菜の収穫時における放射性セシウムの分析結果と栽培土壌中の放射性セシウム濃度の比較及び栽培試験を実施し、より実態を反映した移行係数を算出する予定です。

Q 7 計画的避難区域では、野菜の作付はできますか。

A 7 計画的避難区域では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。

Q 8 緊急時避難準備区域では、野菜の作付はできますか。

A 8 稲以外の作物については、作付制限は行いませんが、緊急時避難準備区域では、自主避難や区域に立ち入る際に常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

【出荷制限と作付について】

Q 9 出荷制限がされている地域で、出荷制限品目でない野菜の作付はできますか。

A 9 出荷制限品目以外の品目は作付していただいても構いません。

Q 1 0 出荷制限が解除された場合に、ほ場に植え付けてあった野菜に商品価値があれば、出荷してよいですか。

A 1 0 出荷制限が解除になった場合には、通常どおりの出荷が可能となります。このため、ほ場に植え付けてあった野菜で、商品価値があるものは、出荷していただいて構いません。

Q 1 1 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか。

A 1 1 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域以外では農作業に制約はありませんが、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言によると、福島第一原子力発電所の周辺地域では、耕うん等の農作業を行う際に、放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入や土壌・水との接触をできるだけ避けるよう注意することが望ましいと考えられます。

このため、原発の周辺地域では、以下のような点に注意して作業するようにしてください。

- ① マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等を着用すること。
- ② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。
- ③ 屋外での作業後、屋内作業を行う場合には、服を着替えるなど、ちり、ほこり等を持ち込まないようにすること。

Q 1 2 原発の周辺地域で野菜の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか。

A 1 2 福島第一原子力発電所の周辺地域では、放射性物質の付着等を極力少なくするため、出荷調製時に、品質に影響を与えない範囲で、農作物に付着した土やほこりを除去し、可能な場合は洗浄や、葉菜類であれば外葉を取り除くこと等の対策を、品目ごとの特性に応じて行って下さい。

また、放射性物質の降下量が多くなることが懸念される場合には、

① 施設栽培にあたっては、換気の際に風向きを確認し、風下側で換気を行うようにし、また、換気も必要最小限にとどめること、

② 収穫物をほ場に長期間放置せず、速やかに屋内の施設に取り込むこと、

等の対策を行ってください。

【野菜の廃棄について】

Q 1 3 放射性物質が検出された野菜の廃棄方法について、教えてください。

A 1 3 出荷制限が行われている野菜等の廃棄方法については、5月6日から、地域ごとに各々の対応をしているところですが、今般、関係部局との調整を踏まえ、以下のとおり、中通り地域のうち中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域については、会津地域と同様な対応ができることとなりました。

野菜の廃棄方法（5月27日より）

出荷制限措置がなされた野菜の処分については、次のように地域ごとにそれぞれの対応をすることになりました。

1 福島県以外の地域

- ・ 出荷制限に伴いこれまで保管してあった野菜は、通常の一般廃棄物として処分してよい（埋却、自治体が定める処分方法等）。
- ・ なお、農業用被覆資材等についても、これまでどおり通常の産業廃棄物として処分してよい。

2 福島県の地域

① 浜通り及び中通り地域（中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域を除く）

- ・ 出荷制限に伴い保管している野菜は、引き続き、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない。
- ・ なお、農業用被覆資材等についても同様に1箇所に集めて保管する。
- ・ また、これらの廃棄物の今後の処分方法については、別途、環境省等の関係機関が検討する、当該地域の処分方法の検討結果を踏まえ対応することになります。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

② 会津地域及び中通り地域のうち中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域

上記1の福島県以外の地域と同じ取扱いとなります。

- ・ 上記にも記載されていますが、今後、施設園芸から発生する使用済みのビニル等の被覆資材についても、処分方法を示したので、適切な処分に努めてください。

野菜の出荷制限地域における今後の野菜作付への対応

出荷制限開始

調査の実施

野菜作付への対応

指導の内容

- すきこみ、焼却は不可
- 刈り取ったものは保管
- 刈り取っていないものはほ場に放置

問題点

ダンボール詰めしたものは
その中で腐敗

雑草繁茂等により、ほ場が荒れる

暫定規制値以下
3回連続

出荷制限解除

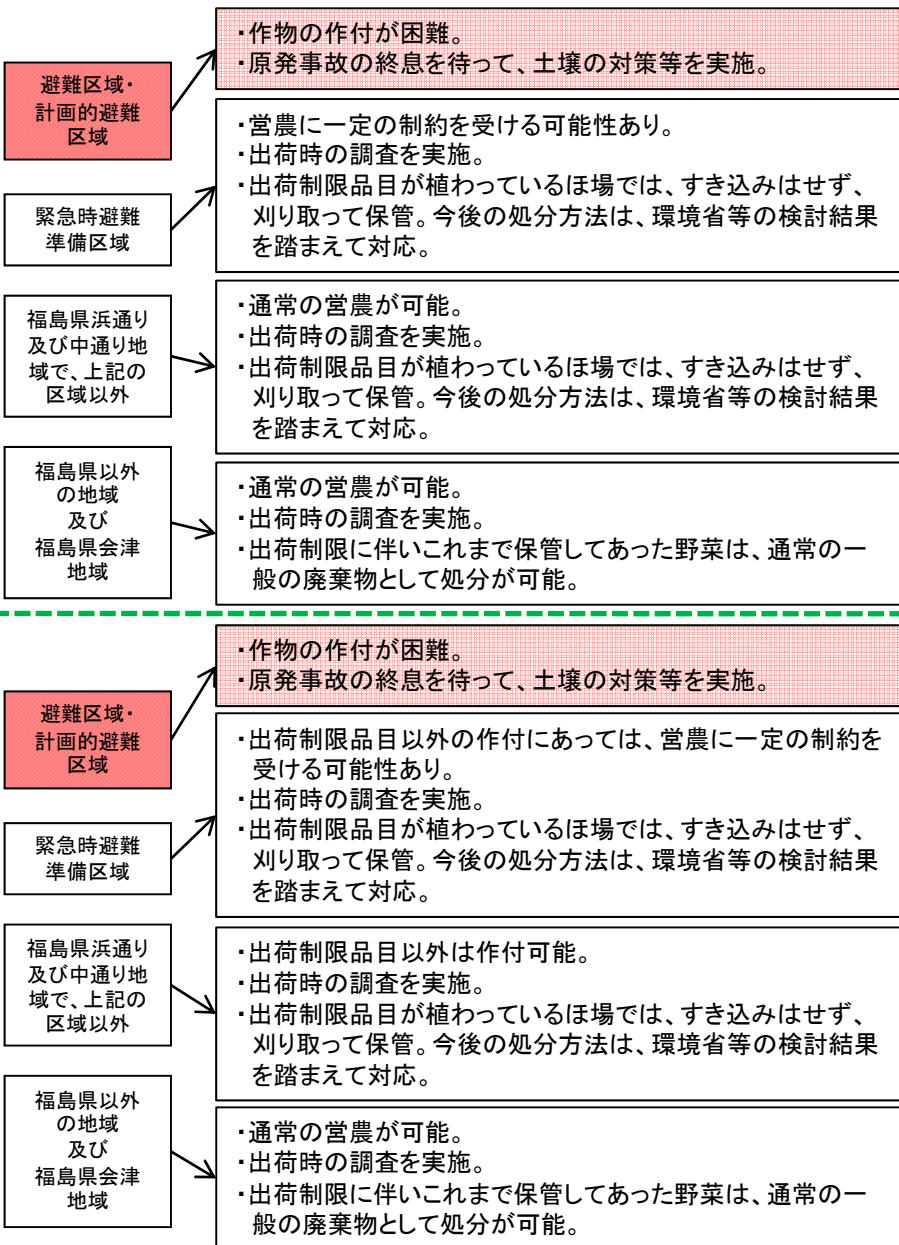
暫定規制値を超過

出荷制限継続

- 福島県以外の地域
・通常の一般の廃棄物として処分可能。
- 福島県の地域
 - 浜通り及び中通り地域(中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域を除く)
・引き続き、1箇所に保管。今後の処分方法は、環境省等の検討結果を踏まえて対応。
 - 会津地域及び中通り地域のうち中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域
・上記1の福島県以外の地域と同じ取扱い。

作業にあたっての留意事項(共通事項)

- ★マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等の着用による粉じんの吸入や付着の防止
- ★作業後、屋内に入る際の着替えにより、粉じんの持ち込みを防止 等



連 絡 先

農林水産省生産局 生産流通振興課(園芸グループ)

菱沼、秋葉、土佐

電話：03(3502)8111 内線4825

直通：03(6744)2113